

## 環境影響評価法及び和歌山県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		規模等の要件		
		環境影響評価法		和歌山県 環境影響評価条例
		第一種事業 (必ず実施)	第二種事業 (個別に判断)	
道 路	高速自動車国道	すべて		
	首都高速道路等	4車線以上のもの		
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5~10km	4車線以上・7.5km以上
	大規模林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15~20km	幅員6.5m以上・15km以上
河 川	ダム	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha	湛水面積75ha以上
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha	湛水面積75ha以上
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha	改変面積75ha以上
	放水路	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha	改変面積75ha以上
鉄 道	新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて		
	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5~10km	長さ7.5km以上
	軌道	長さ10km以上	長さ7.5~10km	長さ7.5km以上
飛行場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875~2,500m	滑走路長1,875m以上
発 電 所	水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万~3万kW	出力 2.25万kW以上
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万~15万kW	出力11.25万kW以上
	地熱発電所	出力 1万kW以上	出力7,500~1万kW	出力7,500kW以上
	原子力発電所	すべて		
	風力発電所	出力 5万kW以上	出力 3.75万kW~5万kW	出力7,500kW以上
	太陽電池発電所	出力 4万kW以上	出力 3万kW~ 4万kW	面積75ha以上
廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25~30ha	面積25ha以上
公有水面埋立・干拓		面積50ha超	面積40~50ha	面積40ha以上
土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積75ha以上
新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積75ha以上
工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積75ha以上
新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積75ha以上
流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積75ha以上
宅地の造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積75ha以上
工場又は事業場				一時間あたりの使用燃料の量15 kl以上(重油換算) 一日あたりの排出水量 1万m <sup>3</sup> 以上
レクリエーション施設				面積75ha以上
土砂等の採取事業				面積50ha以上
複合開発事業				面積75ha以上

※ この表は、環境影響評価法及び和歌山県環境影響評価条例に係る関係規定を要約したものです。対象事業の詳細はそれぞれの規定を参照してください。

※ 環境影響評価法の第二種事業は、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業であり、環境影響評価法の対象とならない場合には、和歌山県環境影響評価条例による環境アセスメントの手続きが必要となります。